



## 指名推選により当選した当選人が理事就任を辞退した場合の対応について

### Question

当組合では、通常総会において、指名推選により役員改選を行いました。当組合の定款に定める理事定数は、「6人以上8人以内」となっているため、6人の理事を選出し、全員の賛成により役員は全員当選となりました。しかし後日、1人の理事より就任を辞退したいとの申し出を受けました。この場合理事全員について再度選挙を行う必要があるでしょうか？対応について教えてください。

### Answer

指名推選制が認められる要件として、(1) 総会の出席者中に異議がない場合に限り、この方法の採用が認められること(中小企業等協同組合法第35条第9項)、(2) 当選人の決定について、出席者全員の同意を必要とすること(同条第10項)、(3) 2人以上の理事又は監事を選挙する場合において、被指名人を区分してこの方法を用いてはならないこと(同条第11項)、この3つが課されています。役員選挙は組合運営上非常に重要であるため、理事や監事の構成が、多数派に偏ることを防止するためとされています(少数派を排除しない)。

ここで発生する問題としては、指名推選制の要件を満たしていないため、全員選挙をしなければならないのか？それとも定数を割った1人についてのみ選挙を行う必要があるのかということになります。

見解としては、定数の全員が選挙され、当選人が確定した後に生じたものであるから、当選人の当選は有効であるため、定数を割っている人数分についてのみ再度選挙により補充をすればよいとされています。

ちなみに、投票によって選挙された場合におけるこのようなケースについては、こ

の考え方により、当選人の当選は有効であると解されており、したがって理事数の不足分については、繰上げ当選の定めがあれば次点者を当選人とし、繰上げ当選の定めがないときは、就任辞退による不足数につき再度選挙すればよいこととされています。

中小企業等協同組合法では、役員定数の3分の1を超えて欠員が生じた場合は、3ヶ月以内に補充すべき旨の規定があります。この際の基準は定数の下限とすることとなっているため、当組合の理事については6人の3分の1を超えた3人が欠け、理事が3人になった場合に補充義務が生じます。

今回の辞退によって、補充義務が生じるわけではありませんが、適切な組合運営を行うためには、早急に理事の補充を行うことが好ましいと思われます。

また、定款において理事の定数に幅をもたせている場合において、下限の人員を選出すると、今回のような事態も生じやすく、「6人以上7人以内」として理事に余裕をもたせた意味がなくなるため、今後は定数の上限を選出するか、選出が困難な場合は定款の変更により理事定数の減少を検討する必要があります。